

相続税 R4 平成 26 年贈与税対応版 (Ver.14.20) の予定

平成 26 年分の贈与税申告書に対応した「相続税 R4 平成 26 年贈与税対応版 (Ver.14.20)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成 26 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。また、平成 27 年以降の相続税について適用される基礎控除額、相続税の税率等を使用して相続税計算が行えます。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 4. システムの対応内容 (予定) |
| 2. リリース時期 (予定) | 5. 贈与税 平成 26 年分の先行入力について |
| 3. 贈与税改正の内容について | 6. フォルダー構成 |

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続税 R4	Ver. 14. 20	Ver. 14. 10、14. 10a、14. 11、14. 12、14. 13、14. 14

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 R4)	コンバート元 (旧製品)
Ver. 1. 80 (予定)	Ver. 14. 20	相続・贈与税顧問 : Ver.H26.10、H26.20 財産評価顧問 : Ver.H26.10
	Ver. 13. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品の平成 25 年版データを相続税 R4 平成 26 年版へ直接コンバートすることはできません。

※旧製品の相続案件の中の贈与案件は、コンバートの前に 1 件ずつ選択してください

相続・贈与税顧問の旧バージョンデータ読込で案件を取り込んだ後、上記バージョンで一度も起動していない贈与案件が存在していると、その案件全体がコンバートできません。(「異常終了」となります。)

コンバートする案件は、[贈与税] → [案件選択・作成] で「申告年:すべて」を選択してから、すべての贈与案件について [選択] → [閉じる] を実行してください。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2015年1月22日（木）

2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2015年1月22日（木）

2-3. オプション CD 保守契約 送品開始（予定）

- ・ インターKX 相続税 R4 : 2015年1月30日（金）
- ・ 相続税顧問 R4 : 2015年1月30日（金）

（参考）

平成 26 年分贈与税の申告と納税は、平成 27 年 2 月 2 日(月)から平成 27 年 3 月 16 日(月)までです。

2-4. R4 コンバーター E i ボードダウンロードマネージャー／お役立ち Tools の公開（予定）

2015年1月20日（火）

2-5. 贈与税の電子申告対応について

平成 26 年分贈与税の電子申告に対応した「相続税 R4 電子申告対応版 Ver.14.2.e1」は、電子申告 R4 Ver.14.20 と同時に 2015 年 1 月 30 日（金）にダウンロード公開する予定です。対応内容などの詳細につきましては、電子申告 R4 Ver.14.20 のシステムインフォメーション（1 月初旬発行予定）で別途ご案内します。

3. 贈与税改正の内容について

贈与税に関する改正の概要は次のとおりです。

3-1. 医業継続に係る贈与税の納税猶予等の創設

出資持分の定めのある医療法人の出資者が、その持分を放棄したことにより、他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額に相当する額の贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については移行計画の期間満了までその納税が猶予され、移行期間内に他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

3-2. 様式変更

贈与税の次の帳票が変更される予定です。

帳票名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第一表の三 贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第三表 贈与税の修正申告書（別表）
第三表 贈与税の修正申告書（別表の付表）
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

4. システムの対応内容（予定）

4-1. 贈与税 帳票の変更（改正対応）

システムで対応している贈与税関係の帳票について、次の箇所が変更される予定です。
印刷フォーム、入力画面などを変更します。

表番号	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上の帳票 ID（FD4723）が変更 医療法人持分税額控除額⑦：項目追加、以降の項目番号のずれ 医療法人持分納税猶予額⑮：項目追加、以降の項目番号のずれ
第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 非課税限度額(30)：(1,200 万円又は 700 万円)→(1,000 万円又は 500 万円) に変更 第一表の項目追加に伴い項目番号が(26)～(35) → (28)～(37)に変更 平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(31)：項目名が変更
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 第一表の項目追加に伴い項目番号が(36)～(45) → (38)～(47)に変更 平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(41)：項目名が変更
第二表	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上の帳票 ID（FD4732）が変更 第一表の項目追加に伴い項目番号が(17)～(25) → (19)～(27)に変更
第三表（別表）	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 非課税限度額(30)：(1,200 万円又は 700 万円)→(1,000 万円又は 500 万円) に変更 第一表の項目追加、第一表・第一表の二の項目番号および項目名の変更に伴う変更
第三表（別表の付表）	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 第一表の三の項目番号変更に伴い項目番号が(36)～(45) → (38)～(47)に変更 第一表の三の項目番号および項目名の変更に伴う変更
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ⑥、⑦：第一表の項目追加に伴い項目名が変更
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）	<ul style="list-style-type: none"> 下部の注記 2：「申告書第一表」へ転記する欄が⑬→⑮に変更

(参考)

■住宅取得等資金の贈与の受贈者ごとの非課税限度額（第一表の二）

贈与年	平成 24 年分	平成 25 年分	平成 26 年分
住宅の種類			
省エネ等住宅	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
上記以外の住宅	1,000 万円	700 万円	500 万円

4-2. 相続税 平成 27 年以降に適用される基礎控除額、税率等の対応

相続開始日付が平成 27 年 1 月 1 日以降の場合は、平成 27 年以降用の基礎控除額や税率等を適用した相続税の計算を行います。

相続税 R4 (Ver. 14. 20) は、平成 27 年 1 月 1 日以降の相続税の申告にはお使いいただけません。
平成 27 年以降用の相続税申告書様式が明らかになりましたら、相続税 R4 (Ver. 15. 10) をリリースする予定です。

■第 1 表

平成 26 年分以降用の「遺産に係る基礎控除額」は、100 万の位に 0 がプレプリントされていますが、100 万の値を印刷するように対応します。

法定相続人比例控除額の変更を反映

- 平成 26 年
5,000 万円 + (1,000 万円 × 人数)
- 平成 27 年以降
3,000 万円 + (600 万円 × 人数)

※「税務署用紙への印刷」は 1,000 万円以上の値を印刷します。100 万の値は 0 がプレプリントされているため印刷されません。

■第 2 表

基礎控除額、相続税の速算表を切り替えて、税額を計算します。

基礎控除額

相続開始年	平成 27 年以降	平成 26 年
定額控除額	3,000 万円	5,000 万円
法定相続人比例控除額	600 万円 × 法定相続人数	1,000 万円 × 法定相続人数

※帳票の「5,000 万円 + (1,000 万円 × 人)」部分の金額は税務署用紙のまま変更ありません。平成 27 年以降用の定額控除額等は印刷されません。

相続税の速算表（平成 27 年以降用）

法定相続分の取得金額	1,000 万円以下	3,000 万円以下	5,000 万円以下	1 億円以下	2 億円以下	3 億円以下	6 億円以下	6 億円超
税率 (%)	10	15	20	30	40	45	50	55
控除額(万円)	—	50	200	700	1,700	2,700	4,200	7,200

※帳票の「相続税の速算表」は「平成 21 年 4 月以降用」のまま変更ありません。
平成 27 年以降用の速算表は印刷されません。

■第 6 表

控除額を切り替えて計算します。

相続開始年	平成 27 年以降	平成 26 年
未成年者控除	20 歳までの 1 年につき 10 万円	20 歳までの 1 年につき 6 万円
障害者控除	85 歳までの 1 年につき 10 万円 (特別障害者は 20 万円)	85 歳までの 1 年につき 6 万円 (特別障害者は 12 万円)

■第 11・11 の 2 表の付表 2

小規模宅地等の特例は、従来から適用対象面積拡大後の計算ができるように対応しています。

- ・特定居住用宅地等の適用対象面積を 240 m²から 330 m²までの部分に拡大。
- ・特定居住用宅地と特定事業用宅地とがある場合の併用について、居住用 330 m²、事業用 400 m²まで適用を拡大。完全併用の場合 730 m²。
- ・貸付事業用宅地等がある場合の適用対象面積の計算について調整の計算式
[事業用宅地等]×200/400+[居住用宅地等]×200/330+[貸付用宅地等]≤200 m²

※限度面積要件のチェックは、次の算式で計算しているため、400 m²のまま変更できません。

$$[事業用宅地等]+[居住用宅地等] \times 5/3+[貸付用宅地等] \times 2 \leq 400 \text{ m}^2$$

■相続税試算表

従来から平成 27 年以降用の税額計算や小規模宅地等の限度面積要件の計算に対応しています。

《参考》タビスランド

平成 27 年からの相続税のポイント

<http://www.tabisland.ne.jp/webseminar/souzoku/index.htm>

4-3. 財産評価 土地（路線価方式、倍率方式）の氏名入力欄の変更

土地（路線価方式）、土地（倍率方式）の入力画面で、所有者、使用者の氏名欄を住所欄の上に移動して、氏名を先に入力できるように変更します。

4-4. データ変換処理の追加

旧バージョン (Ver.14.1) データの Ver.14.2 用データへの変換処理を追加します。
バージョンアップ後、相続税 R4 初回起動時に自動的に一括でデータ変換処理が行われます。

5. 贈与税 平成 26 年分の先行入力について

相続税 R4 (Ver.14.1) の贈与案件で平成 26 年分の贈与財産を先行入力できます。
Ver.14.2 へバージョンアップ後は、住宅取得等資金の非課税枠などを見直してください。

相続・贈与税顧問の贈与税案件は、平成 26 年分の贈与税案件を含め、すべて「過去申告参照用」として相続税 R4 にコンバートされます。
相続税 R4 H26 (Ver. 14. 2) のリリース前に、平成 26 年分の贈与税の申告データを先行入力する場合は、相続税 R4 H26 (Ver. 14. 1) で行ってください。

6. フォルダー構成

■データベース

¥
└ R4_RDB データベース格納フォルダー
└ sozoku_2..... 相続税 R4 Ver.14 データフォルダー

■プログラム

¥
└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
└ Epson
└ R4
└ sozoku_2..... 相続税 R4 Ver.14 プログラム格納フォルダー

以上、よろしく申し上げます。